

産業厚生常任委員会資料

令和6年3月6日

健康福祉部 福祉総務課

健康福祉部 健康課

目 次

・「こども家庭センター」の設置について	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---------------------	------------------	---

「こども家庭センター」の設置について

1 「こども家庭センター」設置の趣旨・目的

虐待による重篤な死亡事例や児童虐待の相談対応件数の増加を背景として、子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等を図るため、令和4年6月に児童福祉法を改正（令和6年4月1日施行）し、市町村においては、妊産婦やこども、子育て世帯へ一体的な相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

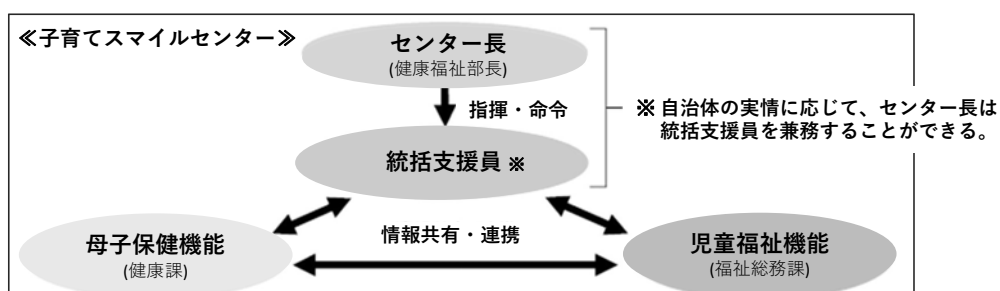
本市においては、これまでも母子保健担当（健康課）と児童福祉担当（福祉総務課）が連携し、特定妊婦や要支援児童等への支援を行っていますが、組織（課）が異なるため、両課で支援を行うには支援対象者本人の同意を得る必要があるなどの理由から、連携・協働に時間を要すことや、リアルタイムで情報共有ができないといった課題が生じています。

これらを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援及び、スムーズな情報共有と連携協力体制の充実を図るとともに、健康課（母子保健係）と福祉総務課（児童福祉係）を1つの組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携を深め、相談支援体制のさらなる強化を図ることを目的として、令和6年4月から本市においても「こども家庭センター」を設置することとしました。

なお、兵庫県の児童相談所である「こども家庭センター」と識別するため、名称を「子育てスマイルセンター」とします。

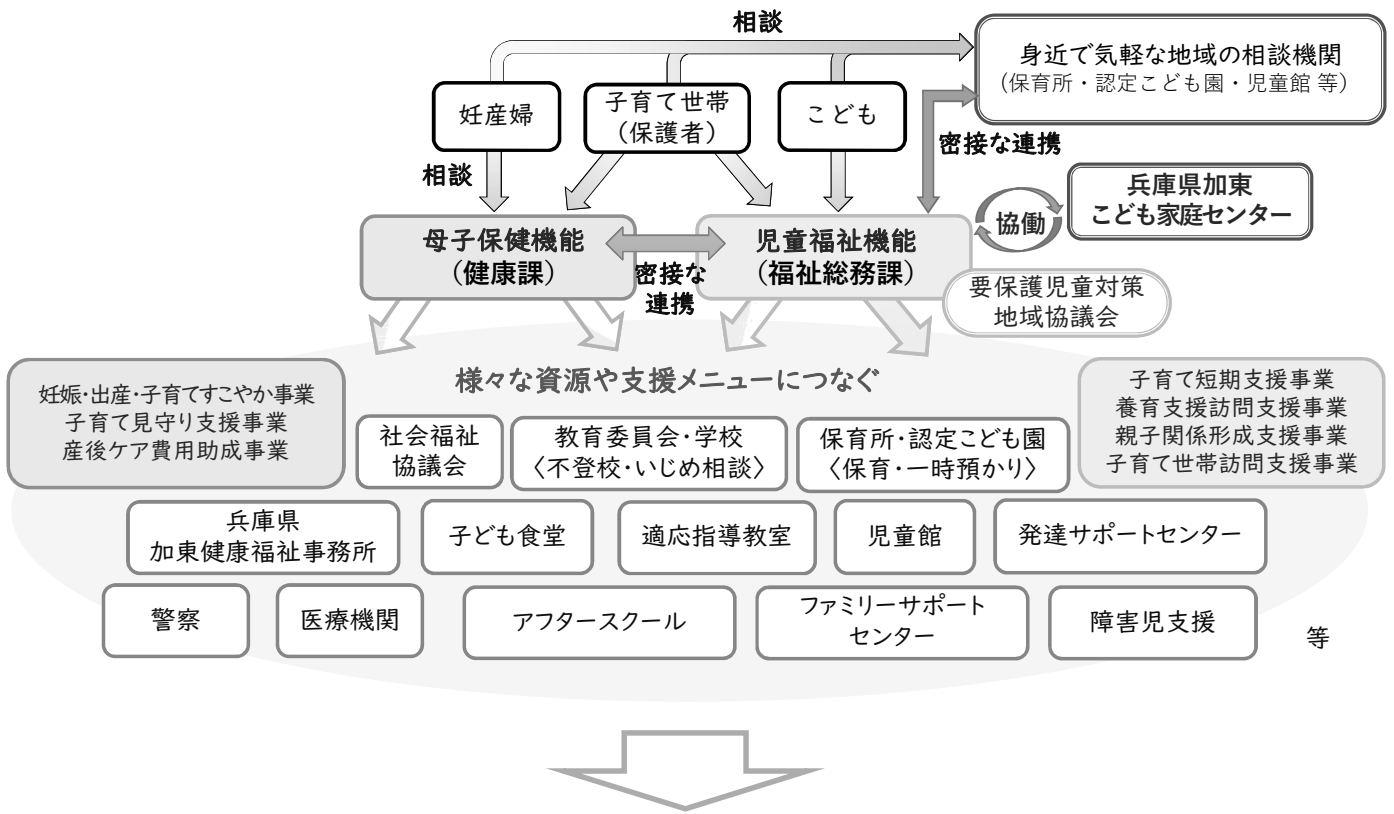
2 「こども家庭センター」の設置要件と加東市の体制

こども家庭庁が示す設置要件	加東市の体制
① 母子保健と児童福祉双方の機能の 一体的な運営 を行うこと。（場所の統一は必ずしも求めない。）	① 健康課と福祉総務課の2課 をもって、「こども家庭センター」の 運営 を行う。
② 母子保健と児童福祉双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である センター長 を配置すること。（1か所あたり1名）	② 健康福祉部長 をセンター長とする。
③ 母子保健と児童福祉双方について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる 統括支援員 を配置すること。（1か所あたり1名）	③ 健康課又は福祉総務課の管理・監督職 のうち1名を統括支援員とする。
④ 改正児童福祉法第10条の2第2項及び改正母子保健法第22条第1号～第4号 に規定する業務を行うこと。	④ こども家庭センターは 健康課（母子保健係）と福祉総務課（児童福祉係） の業務を行う。
⑤ 施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の 統一の名称 ）を称すること。	⑤ 加東市における「こども家庭センター」の名称を「 子育てスマイルセンター 」とする。

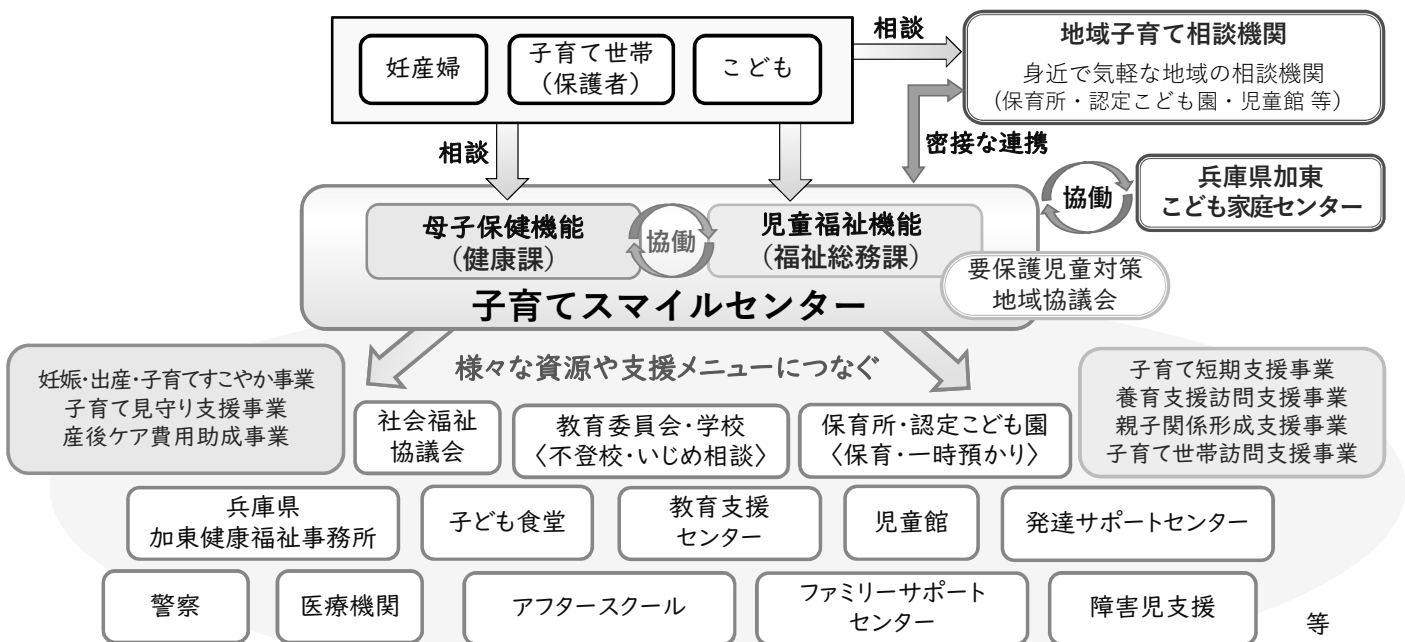


3 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な体制

【現行の体制（令和5年度まで）】



【子育てスマイルセンター設置後の体制（令和6年度以降）】



「連携」から「一体」へ

・ 指揮命令系統の一本化による母子保健・児童福祉の包括的支援

情報の一元化



・ 記録等のシステム管理による情報共有とケース対応の効率化

統括支援員の配置

・ 合同ケース会議やサポートプラン作成に係る指導・助言

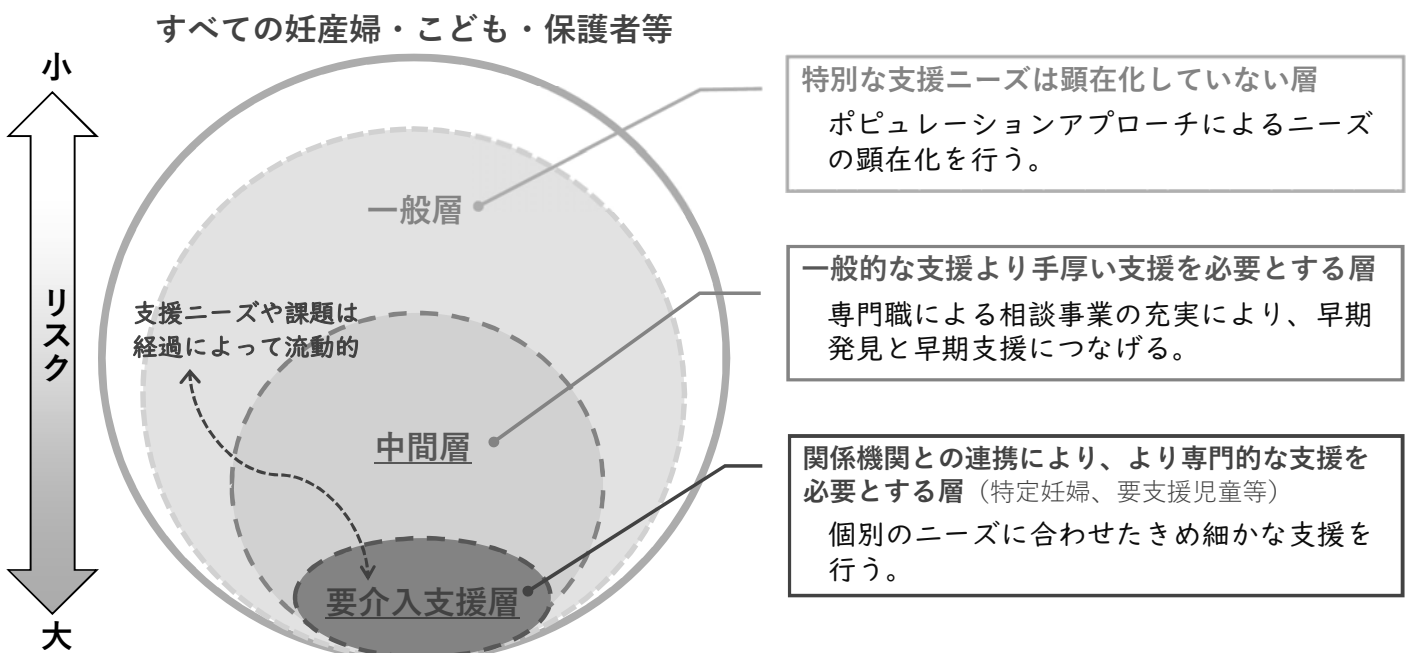
4 子育てスマイルセンターの業務

センター設置にあたっては、健康課（庁舎2階）と福祉総務課（庁舎1階）の担当業務及び配置は、市民に浸透している既存の状態を維持したうえで、両課の担当者が一体的にセンターの業務を行います。

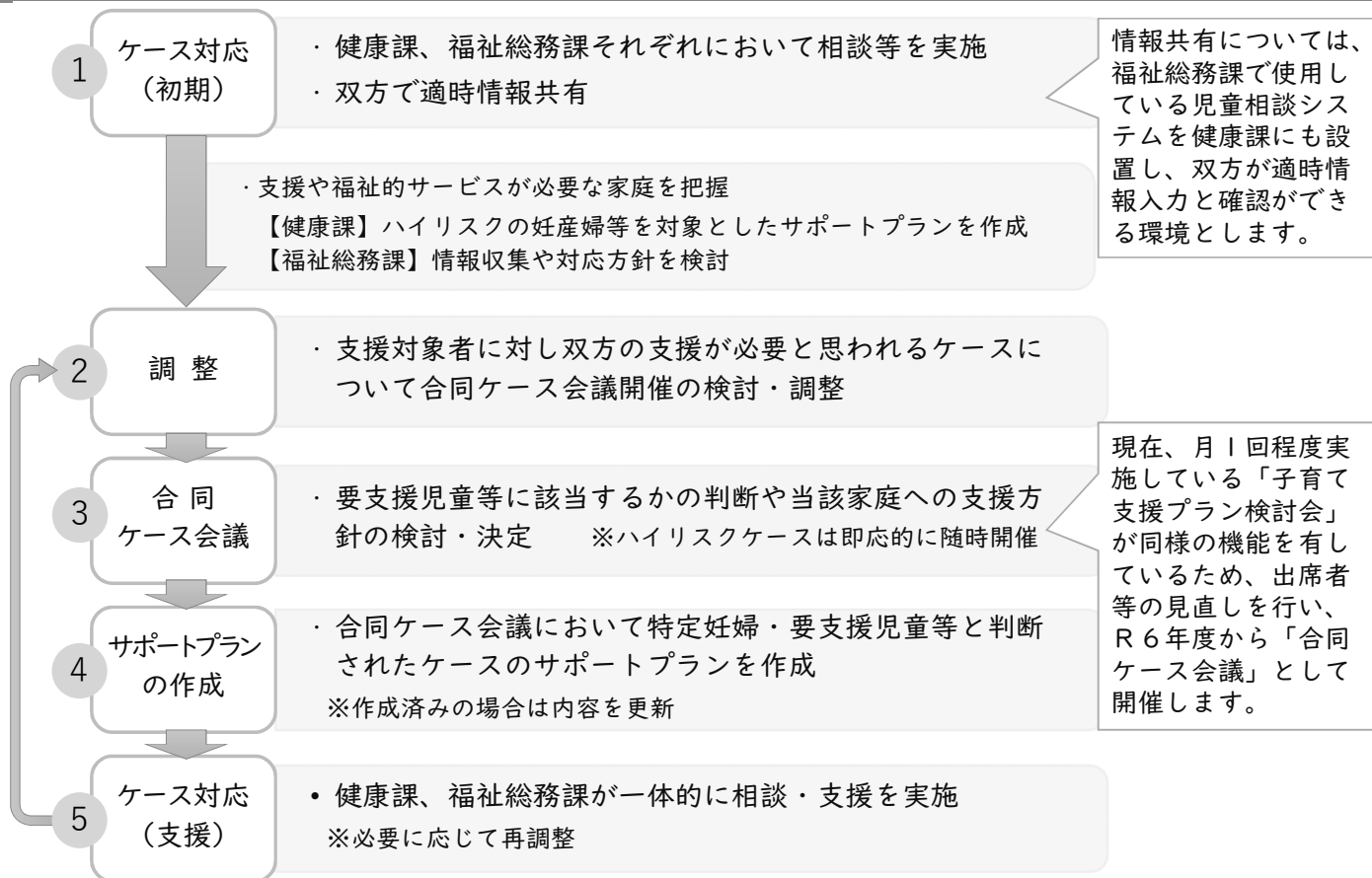
機能	担当部署	担当業務
母子保健機能 庁舎2階	健康課 (母子保健係)  保健師等	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健事業全般 (母子・父子手帳の交付、パパママクラス、乳幼児健診など) ● 妊娠・出産・子育てすこやか事業 (伴走型相談支援、経済的支援) ● 子育て見守り支援事業(すこやか定期便) ● 子育て相談 (子育て何でも相談、母乳相談) ● 乳児家庭全戸訪問 ● 産後ケア費用助成事業 等
児童福祉機能 庁舎1階	福祉総務課 (児童福祉係)  子ども家庭支援員 社会福祉士等	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもや子育てに関する相談 (調査、指導、関係機関との総合調整などを含む) ● 児童虐待予防・啓発事業 ● 要保護児童対策地域協議会 ● 家庭支援事業 (子育て短期支援事業、養育訪問支援事業、親子関係形成支援事業など) 等

(1) すべての妊産婦・こども・子育て世帯への支援

各種健診や伴走型相談支援等によるポピュレーションアプローチ（集団全体への働きかけ）によって支援対象者を把握し、必要に応じて専門職員による各種相談の実施やサポートプランの作成を行う等、母子保健担当と児童福祉担当が連携して、すべての妊産婦・こども・子育て世帯への一体的な支援を行います。



(2) 一体的な相談支援の流れ



(3) 子育てスマイルセンターによる新たな取組

① 母子保健・児童福祉の一体的事業

健康課で実施する乳幼児健診の会場の一画で、福祉総務課職員による育児不安や虐待不安等がある保護者との面談・相談を実施します。困り感を示した保護者に対し、その場で相談に応じることができることから、早期支援や虐待の未然防止に繋げるよう取り組みます。

② 相談・支援情報の一元管理

母子保健と児童福祉が1つの組織として一体的に相談・支援を行っていく体制となることから、健康課と福祉総務課それぞれで管理していた相談記録を児童相談システムによる管理に統一します。これにより、双方での情報の相違をなくすとともに、スムーズな情報共有と状況把握による適切な相談対応とサービスの提供を目指します。

③ サポートプランの作成

支援の必要性が高い妊産婦、こども及び子育て家庭に対し効果的な支援を実施するため、こどもや保護者（家族）が気になっていることや希望していること、これから取り組むこと、また今後利用するサービス等を記載したサポートプランを作成します。

サポートプランは、支援者である職員と支援対象者が一緒に考え作成し、定期的な見直しを行う等、協働・共有作業を通じて信頼関係を構築することで、きめ細やかな支援提供を目指します。